

# 奨学金給付選考規程

公益財団法人森島奨学財団

## 第1章 総則

### 第1条(目的)

この規程は、公益財団法人森島奨学財団(以下「本財団」という)が支給する奨学金(以下「奨学金」という)の給付および奨学生の選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条(定義)

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金:本規程に基づき、奨学生に給付する学資金をいう。
- (2) 奨学生:本規程に基づき、奨学金の給付を受ける者をいう。

## 第2章 奨学生の資格および選考基準

### 第3条(奨学生の資格・対象)

奨学生となることができる者は、千葉県内の高等学校に在籍する生徒のうち、将来の社会に貢献し得る優れた資質と、高い学習意欲(または研究意欲等)を持つ者とする。

2. 前項の規定に基づく奨学生候補者の選定および推薦は、学校長が責任を持って行うものとする。

3. 応募にあたっては、次条に定める選考の基礎資料として、直近の学業成績資料の提出を必須とする。

4. 2年目以降は別に定める学業成績資料の提出を求める。

### 第4条(選考基準)

前条に定める資格を満たす応募者の中から、次の基準に基づき総合的に勘案して選考を行う。

- (1) 意欲および目的意識:自己の目標が明確であり、その実現に向けた具体的な計画や高いやる気を有していること。
- (2) 活動実績・評価:学業成績が一定の水準以上(概ね評定平均値3.3以上)であり、または特定の分野(スポーツ、芸術、研究、社会活動等)において優れた取り組みや成果が見込まれること。
- (3) 人物:品行方正、志操堅固であり、他の模範となる豊かな人間性を備えていること。

## 第3章 奨学生選考委員会

### 第5条(選考委員会の設置)

奨学生の選考を公正かつ適正に行うため、本財団に「奨学生選考委員会」(以下「委員会」という)を置く。

#### 第6条(委員会の構成)

委員会は、委員5名以内で構成し、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

#### 第7条(委員会の職務)

委員会は、次の事項を協議し、理事長に具申する。

- (1) 奨学生の選考および決定に関する事項
- (2) 奨学金の給付停止、廃止、または復活に関する事項
- (3) その他、奨学生の選考に関し必要な事項

### 第4章 応募手続および採用

#### 第8条(応募手続)

奨学生を希望する者は、所定の期間内に、在学する高等学校を通じて次の各号に掲げる書類を添えて本財団に申請しなければならない。

- (1) 奨学生採用申請書(所定様式)
- (2) 高等学校長が作成する推薦書(所定様式)
- (3) 学業成績資料
- (4) 将来の目標および活動計画に関する作文・小論文(または自己PR書)
- (5) その他、本財団が必要と認める書類

#### 第9条(採用の決定)

奨学生の採用は、委員会の選考結果(書類審査および面接審査)に基づき、理事会の承認を経てこれを行う。

2. 採用が決定したときは、本人およびその在学する高等学校長に対し、速やかに書面にて通知する。

### 第5章 奨学金の給付

#### 第10条(給付期間)

奨学金を給付する期間は、原則として採用が決定した年度の4月から翌年3月までの12ヶ月間(最長で正規の卒業年限まで3年間)とする。

#### 第11条(給付額および給付方法)

奨学金の給付額は、月額40,000円とする。

2. 奨学金は、年間総額480,000円を分割し、奨学生本人名義の銀行口座に振り込む方法により給付する。

3. 本規程による奨学金は給付型とし、返還の義務を課さない。

## 第 6 章 奨学生の義務および適格認定

### 第 12 条(奨学生の義務および提出物)

奨学生は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自らの目標に向かって弛まぬ努力を続け、学業および活動に励むこと。
- (2) 財団が指定する期日(2 月末等)までに、日頃の学習や目標への取り組みをまとめた「近況報告書」を提出すること。
- (3) 本財団が指定するその他の活動報告書、成果物、成績証明書等を、指定された期日までに提出すること。
- (4) 休学、留学、転学、退学、または住所や氏名等の変更があった場合は、速やかに本財団に届け出ること。

### 第 13 条(給付の停止・廃止等)

奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の審議を経て、奨学金の給付を停止または廃止することがある。

- (1) 傷病その他の事由により、目標達成に向けた活動の継続が困難となったとき。
- (2) 学業成績や活動状況が著しく不良となり、向上心や意欲が欠如していると認められるとき。
- (3) 著しく素行を乱し、または奨学生としての体面を汚す行為があったとき。
- (4) 前条第 2 号または第 3 号に定める提出義務を怠り、催告に応じないとき、または虚偽の申請をしたことが判明したとき。

## 第 7 章 補則

### 第 14 条(委任)

この規程に定めるもののほか、選考基準の細則や運用に関し必要な事項は、委員会および理事会の決議を経て、別に定める。

### 附則

この規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。(2026 年 5 月 28 日理事会審議)

※ただし、第 1 回奨学生(令和 7 年度)4 名の奨学金は、奨学生選考時の規程のとおり支給する。